

名保幼第776号
令和4年1月11日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊

新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第21報）

保護者の皆さんには、日頃より本市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。これまでも、新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第20報）」（令和4年1月6日付け名保幼第766号）により、保護者の皆様に家庭保育の協力をお願いしてきたところですが、本県における新型コロナウイルス感染拡大は深刻であり、本市におきましてもこれまで以上に感染が拡大している状況にあります。また、市内の複数の保育施設等から感染者の報告があり、市内保育施設等においても感染が拡大していることから、今後の感染拡大防止のさらなる徹底を図る必要がございます。

併せて、保育施設等は、どうしても3密（密閉・密集・密接）を避けることが困難な状況にあり、保育士等は自分が感染したり、園児に感染を拡げないかなどの不安やリスクを抱えながら保育を行っており、また、市民の社会生活基盤を維持するためにも、保育施設等の機能維持が大変重要なとなっております。

沖縄県の方針（感染抑制のための沖縄県対処方針（警戒レベル2）（令和4年1月4日適用））において、現在、保育所等では引き続き基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底した上で、通常どおりの保育の提供を依頼することとなっておりますが、名護市の感染状況の急速な拡大を受けて、仕事を休むことが困難な保護者を除き、登園自粛のご協力をお願いします。

保護者の皆様におかれましては、本趣旨をご理解頂き、感染拡大防止にご協力をお願いします。

記

1. 登園自粛要請期間：令和4年1月12日（水）から当面の間

※上記の期間につきましては、今後の新型コロナウイルス感染状況により随時変更等がありますのでご留意ください。変更等がありましたら改めて市ホームページ等でお知らせします。

2. 感染拡大防止策について

- (1) ご家庭での検温と風邪症状の確認を引き続き行い、発熱等の風邪症状がある場合は、ご自宅で休養することを徹底し、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願いします。
- (2) 感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合、接触が疑われる（PCR検査の対象となった等）場合は、速やかに利用する施設へご連絡ください。
- (3) ご家庭での、基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】の実施をお願いします

名護市こども家庭部 保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）